

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	市場施設の原状回復命令		
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例第8条第3項		
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 条例の定めによる。 堺市立青果地方卸売市場条例第8条第3項 (用途変更、転貸及び原状変更の禁止) 第8条 施設使用者は、市場施設の用途を変更し、又は市場施設の全部若しくは一部を他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。 2 施設使用者は、市場施設のに建築、造作若しくは模様替えをし、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りではない。 3 市長は、前項本文の規定に違反した施設使用者に対し、市場施設の原状回復を命ずることができる。		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、堺市行政手続条例第13条第2項第3号の規定に該当するため、手続を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		